

官報

号外

昭和二十七年五月十四日

第十三回 参議院會議録第三十九号

昭和二十七年五月十四日(水曜日)午前
十時四十七分開議

議事日程 第三十八号

昭和二十七年五月十四日

午前十時開議

第一 公益事業令の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第二 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨十二日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

海上公安局法案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

義務教育費国庫負担法案(竹尾式君外十五名提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

昭和二十七年五月十四日

参議院會議録第三十九号

議長の報告

會議

衆議院

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

地方制度調査会設置法案
集団示威運動等の秩序保持に関する法律案
地方行政委員会に付託

国家公務員法の一部を改正する法律案
人事委員会に付託

同日委員長から左の報告書を提出した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案修正議決報告書

耐火建築促進法案可決報告書

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

図書館法の一部を改正する法律案

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案

貴金屬管理法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国民健康保険再建整備資金貸付法案

案

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国民健康保険再建整備資金貸付法案

案

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国民健康保険再建整備資金貸付法案

案

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国民健康保険再建整備資金貸付法案

案

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法案
国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案
昨十三日文部委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 加納 金助君(加納金助君の補欠)

同日衆議院から左の議案を提出した。

よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

道路交通取締法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国際連合の特権及び免除に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件

千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された経済統計に関する国際條約、議定書及び附屬書並びに千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された経済統計に関する国際條約を改正する議定書及び附屬書の締結について承認を求めるの件

農林省設置法等の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

同日委員長から左の報告書を提出した。

公益事業令の一部を改正する法律案修正議決報告書

運輸委員会諸般審査報告書第四号同特別報告第五号

運輸委員会諸般審査報告書第三号同特別報告第三号

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

当せん金附証票法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

当せん金附証票法の一部を改正する法律案

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

内閣総理大臣から留保されておる答弁をいたしたいとの申出がございまして、この際発言を許します。吉田内閣総理大臣。

ネーヴで署名された経済統計に関する国際條約、議定書及び附屬書並びに千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された経済統計に関する国際條約を改正する議定書及び附屬書の締結について承認を求めるの件
農林省設置法等の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託
同日委員長から左の報告書を提出した。
公益事業令の一部を改正する法律案修正議決報告書
運輸委員会諸般審査報告書第四号同特別報告第五号
運輸委員会諸般審査報告書第三号同特別報告第三号
同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
当せん金附証票法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
当せん金附証票法の一部を改正する法律案
○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。
内閣総理大臣から留保されておる答弁をいたしたいとの申出がございまして、この際発言を許します。吉田内閣総理大臣。

○國務大臣(吉田茂君) 私に対する質問で答弁の留保されたものに対してお答えをいたします。
衆議院議員の質問は、破壊活動防止法案の代りに戦争防止の法案を提出すべきではないかという尋ねであつたものでありますが、これは過日木村法務總裁から十分お答えをいたしてあるものであります。又私からこれに対して特に付け加えるべきものはないと存じます。
木下議員から人事院の問題についてのお尋ねであつたものでありますが、過日も政府委員からお答えをいたしました通り、政府としては、公務員の待遇につき、機構の上におきましても、将来ともに万全の措置を講じて参りたいと存じております。政府の考へております機構改革は、独立回復後において我が国の国力にふさわしい行政機構を整えるというのを目的としたものであります。御指摘のような問題は單に紀綱であらうかと存じます。
又破壊活動防止法案に関する木村法務總裁の説明に対して、山花君、岩木君、羽仁君、堀君及び須藤君から私への質問があつて、これに対するお答えは留保されてあつたものであります。第一に、この破壊活動防止法案が憲法に違反するものではないかとのお尋ねであつたものであります。この法案の立案に當りましては、嚴に憲法の定める枠内において必要な規定をする

昭和二十七年五月十四日 参議院會議録第三十九号 公益事業令の一部を改正する法律案

ことに注意いたしましたのであります。いずれの條項も憲法違反の箇所はないと確信いたします。次に、この法律案の運用に際して拡張解釈により不当に国民の権利を侵害するがごとき虞れはないかとの質問であります。法案の對象とするところは、暴力主義的破壊活動を行なつた団体であつて、継続又は反覆して将来更に同様な活動を行う団体に限られており、運用上不当に拡大されることは考えられないところであります。第三に、本案が會つての治安維持法と同様なものではないかというお尋ねであつたのであります。本案は根本的に治安維持法と異なるものであります。その他の問題につきましては過日所管大臣からお答えをいたしました通りであります。

矢嶋議員の質問に対してお答えをいたしますが、矢嶋議員は先ず自衛力の増強と憲法第九條との關係についてのお尋ねであつたのであります。この点については、すでにしばしば申し上げております通り、国内治安維持の能力を強化することは勿論であります。自衛のために戦力を保持することは憲法上認められていないとの政府の見解は不変でございます。その他のお尋ねについては、我が国の文化的向上についての御質問であつたのであります。そのための施策については今後十分に努力して参りたいと考えております。

矢嶋議員及びその他の議員から質問がございましたが、それについては所管大臣からお答えをいたしました通りであります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、公益事業令の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長長の報告を求めます。通商産業委員長長竹中七郎君。

審査報告書

公益事業令の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月十三日

通商産業委員長 竹中 七郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

泉山 三六 山本 米治

清澤 俊英 栗山 良夫

結城 安次 中川 以良

加藤 正人 西田 隆男

境野 清雄 松平 勇雄

本則中「同條第一項中其ノ成立ノ日ヨリ十年ヲ超エザル期間第二條第二項又ハ第二十六條第二項ノ規定ニ依ル出資又ハ譲渡ヲ爲シタル者ニ對シ」とあるのは、第二條第二項又ハ第二十六條第一項ノ規定ニ依ル出資又ハ譲渡ヲ爲シタル地方公共團體ニ對シを「施行し、昭和二十七年四月一日から適用する」に改める。

ハ譲渡ヲ爲シタル地方公共團體ニ對スル其ノ出資又ハ譲渡ニ係ル電氣供給事業設備又ハ事業ノ復元ニ關スル立法措置が爲サレラマデノ期間當該地方公共團體ニ對シを「同條第一項中、十年」とあるのは「十五年」と、「出資又ハ譲渡ヲ爲シタル者」とあるのは「出資又ハ譲渡ヲ爲シタル地方公共團體」と、同條第二項中「十年」とあるのは「十五年」に改める。

附則中「施行する」を「施行し、昭和二十七年四月一日から適用する」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

公益事業令附則第五項によりなお効力を有するものとされた電氣事業法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第二十二号)附則第九項の規定によりなお効力を有するものとされた配電統制令第三十四條第一項の規定による一定金額の支拂義務は、電氣事業再編成令附則第十四項により現存の電力会社により承継されていたものである。この一定金額を支拂うべき期間は、去る三月三十一日をもつて満了したが、この制度を期間延長の形によりなお存続させることを妥當と認めた。但し、延長の期間は五ヶ年とし、延長は配電統制令第一項による一定金額の支拂及び第二項による法人税の軽減の双

方について行うことを妥當と認め、又施行期日についても修正を加えた。

二、事件の利害得失

配電統制令による電氣事業又は設備の出資又は譲渡が地方公共団体に及ぼした財政上の影響でなお残存するとされるものを緩和し、事後の整理の余裕をさらに與える利益がある。

三、費用

本法施行のため生ずる法人税の收入減は九電力会社が無配に陥る最悪の場合において年額約四千五百万円で、正常の場合は僅少又は皆無である。

公益事業令の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年三月二十日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長佐藤尚武殿

公益事業令の一部を改正する法律案

公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項に後段として次のように加える。

この場合において、同項の規定によりなおその効力を有する配電統制令(昭和十六年勅令第八百三十二号)

は、ないかとお尋ねであつたのであ

な。お早稲田大学の事件については矢

第三十四條の規定の適用については、同條第一項中「其ノ成立ノ日ヨリ十年ヲ超エザル期間第二條第二項又ハ第二十六條第一項ノ規定ニ依ル出資又ハ譲渡ヲ爲シタル者ニ對シ」とあるのは「第二條第二項又ハ第二十六條第一項ノ規定ニ依ル出資又ハ譲渡ヲ爲シタル地方公共団体ニ對シ」ル其ノ出資又ハ譲渡ニ係ル電氣供給事業設備又ハ事業ノ復元ニ關スル立法措置方爲サレルマデノ期間當該地方公共団体ニ對シ」と読み替へるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔竹中七郎君登壇、拍手〕

○竹中七郎君 只今議題となりました公益事業令の一部を改正する法律案の委員会の審議の経過並びに結果について御報告いたします。

先ず本法律案の趣旨を申し上げますと、本法律案は、本年三月三十一日を以ていわゆる公納金を納付すべきものとされている期間が満了いたしましたので、今後この公納金制度を存続しよとすることをあります。公納金と申しますのは、總動員法に基く昭和十六年勅令第八百三十二号配電統制令によりまして、従来配電事業を公営しておりました地方公共団体が、その経営する配電事業の設備を当該地区の配電株式会社に対し出資又は譲渡せられたために、出資又は譲渡いたしました地

方公共団体の出資又は譲渡後における財政上の影響を考慮し、同令第三十四條第一項の「配電會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ成立ノ日ヨリ十年ヲ超エザル期間(中略)出資又ハ譲渡ヲ爲シタル者ニ對シ一定金額を支拂フベシ。」と規定するところにより、当時の配電會社から、出資又は譲渡した地方公共団体に対し、その地方公共団体が毎年四月から翌年三月に至る一年間に出資又は譲渡して得た株式の配当金、対価の一部として受領した現金の利子、及び出資又は譲渡した電氣設備又は事業

について收納すべき公租公課の合計額が、統合前の昭和十五年度において電氣供給事業のあけた利益金の九五%に達しないときに、これに達するまでの金額を納付せしめたのであります。而してこの納付すべき期間を十年と規定したのであります。この間、同條第二項におきまして「配電會社ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ成立ノ日ヨリ十年ヲ超エザル期間其ノ所得ニ對スル法人税ヲ輕減ス。」とあり、實質上は、会社が支拂うべき公納金は、法人税の減免措置により直接会社の負担とはならず、国家が補償していた形で、現在の電力会社に継承されて来ているのであります。この十年の期限が本年三月三十一日を以て切れまうので、本法律案は、衆議院の議員提出により、出資又は譲渡した地方公共団体に対するその出資又は譲渡にかかる電氣供給

事業設備又は事業の復元に関する立法措置がなされるまでの期間この制度を存続せよとするものであります。而して第二項法人税の減免措置は期間満了のままに放置されており、その結果、従来は法人税の輕減措置を通して國家が負担していた公納金の支拂義務を新たに電力会社に負担せしめ、その期間は、電氣設備を出資又は譲渡した地方公共団体に対し出資又は譲渡した施設又は事業の復元に関する立法措置が完了するまでとしようというのが本法律案の趣旨でございます。關係地方公共団体は四県十二都市はか四十二カ町村に及んでおります。

本法律案の審議に当りましては、事の重要性に鑑み、審議に慎重を期し、証人喚問を決定し、利害關係人である地方公共団体及び電氣事業者は勿論のこと、法令制定當時の關係官及び會計法學者、憲法學者等から、公納金制度當時の経過から見た本法律案の妥當性について意見を聴取いたしました。本法律案の態度決定につきましては、これらの人々の主張は極めて参考となりまうので、その概要を簡単に申し上げます。先ず地方公共団体としては、配電統制令は當時の非常事態として止むを得ざる暫定措置であつて、第七十六帝國議會における村田通信大臣の、配電統制令による地方公共団体の受ける財政的困難に對しては政府においても責任を痛感し、將來に對しても十分に考慮し

たい旨の発言から見ても、十年の期間は最大の意味ではなく、配電統制令の實施の続く限りは公納金が地方公共団体と與えらるべきものであつて、従つて復元の法的措置が完了するまで継続しようとする原案支持を強く要望されました。電氣事業代表者からは、配電統制令に當り、對価の支拂は完了しており、公納金制度は地方公共団体の財政に對する影響を除くために考慮された國の暫定的な補償制度であることを根本理念としております。従つて、十年を経過した今日、これを存続すべき理由はなく、まして復元などということ

は當時の状況から見ても全然考えられていなかった。それを復元の立法措置がなされるまで従來の國家補償の形態から電力会社の負担に切替えて継続することは、明らかに憲法第二十九條財産權の侵害であり、更に本法律案が成立し、公納金がスライドされるならば、電氣料金の値上げを來たす等の理由で、本法案に強く反對しているものであります。

果、第一に、出資評價については當事者間の協議によること、及び認可基準の決定及びその個々の認可に當つては内務省に協議を要すること、第二に、出資後の地方公共団体の財政に惡影響を及ぼさないような措置を講ずること

を了解して、公納金制度が生れた。併しながら對価の評価が兩者の協議できめられた以上、公納金を電力会社に支拂わせるのは不當であるとし、法人税の免稅で話が付き、全く政治的に決定された國家補償の性質を持つものである。十年と区切つたのは、地方公共団体の急激な財政上の惡影響を避けるために、時を稼ぐのが主眼であつたことは、當時の主税局長が總動員審議會で、できるだけ十年の間に適當な財源を求めるようにしたいと言明したことによつても明瞭である。と証言している。又復元については、同じく總動員審議會の席上、山田通信次官が、「多數の發電或いは配電單位が割拠して存在する実情は、電力事業の技術の発達に照らし、國家的に見て極めて非能率、不経済でありまして、平時においても、電氣主管當局として、この因襲的狀態を是正し、經營狀態を電力技術の発達に照應せしむべく不斷の努力を拂つて來たのであります。」と述べていること、事業の統合は戰時中の期間に限るとの考えはなかつたとの証言でした。次に會計法學者太田哲三氏の証言によれば、「出資物件の評価

は、公正妥当な評価基準によつて所有権の移転が行われ、地方公共団体に対してのみ低位であつたといふことはない。この事情の下で公納金制度が定められたのは純然たる政治的考慮に基いたものであつて、定められた期限に当然消滅すべき性質のものである。又その内容は公納金と法人税減額とは不可分の関係にある。改正案によれば、その金額を会社に負担せしめるものであつて、当初の精神に反し、全く別個の性格のもつて変化している。又期限を復元に関する立法措置がなされるまでの期間延長せしめんとすることは、制度制定の当時の事情から見て考えられないことである。」と証言しています。次いで東京大学法学部長官宮沢俊義氏は、主として本法を憲法上から観察して違憲の疑いあるや否やについて証言を求められましたところ、「公納金は国家補償の性格のものであり、法人税の免税措置とは不可分のものである。然るに今回の改正案は、免税措置をやめ、電力会社にその負担を負わせるようになつてゐるが、地方公共団体の財政の不足は、原則として、公債、事業収入その他非権力的な収入によるほかは、もつぱら租税が国家の交付金といつたようなものによつて賄われるべきである。それを一電力会社に負担させることが可能であるためには、その地方公共団体と電力会社との間に何らかの反対給付の関係といつたような

特殊な理由がなくてはならないと思われる。そういう理由がないのに、法律を以て電力会社に対して、特定の地方公共団体の財政保証の義務を課することは、憲法上何ら根拠なくして財産権を侵害することになるのではないか、即ち憲法第二十九條財産権保障の規定に違反するのではないかと思われる。この意味で、この度の改正は、憲法違反の疑いが相当強いのではないか。」との発言がありました。なお、復元の問題については、法律的に考察すれば、地方公共団体としては、これを要求する根拠はないと思はれるとのことでした。その他関係官庁として、地方財政委員会よりは原案支持の強い要望がなされ、公益事業委員会としては原案反対の要望がそれ／＼の見解を以て述べられました。

以上のような次第で、本法案に対して利害関係者である地方公共団体及び電気事業者の対立は勿論であります。所管官庁の地方財政委員会と公益事業委員会との間も対立を就けて、証人喚問より最終質疑に至るまで遂に一致点を見出すことができなかったものであります。それらの詳細は速記録に譲りますが、これを要約いたしますと、配電統制令第三十四條第一項の公納金と同條第二項の法人税軽減措置との不可分性については、地方財政委員会及び地方公共団体以外の会計法学者、憲法学者その他の意見が全く一致し、逆に

第一項の公納金のみを延長することは憲法第二十九條に違反するのではないかと証言されているのであります。又原案の延長期間である事業の復元についても、新たな立法による場合は別として、既往においてこれを肯定すべき根拠は見出されなかつたのであります。かくて討論に入りまして、結果、結城委員より修正動議が提出されました。修正案の内容を大略御説明いたしますと、

第一点は、原案で配電統制令第三十四條第一項の電気事業者の公納金納付義務のみを延長し、同條第二項の法人税軽減措置は期間満了による打ち切りに任せているのを改め、第一項、第二項の双方について延長を認めることとあります。その理由とするところは、本法案審議の経過より見まして、原案につきましては、宮沢証人の証言にもありましたこと、憲法第二十九條違反の疑いもあると認められるのであり、公納金制度を引続き存続せしめようとするならば、少くとも従前通り法人税の軽減措置を伴つたものとするのが妥当であると考えたからであります。

修正の第二点は、延長の期間を、原案の事業復元に關する立法措置がなされるまでの期間とあるを、十五年、即ち五年間延長することとあります。期間の延長に關しては、これを否とする意見も傾聴すべきものがあるのであります。

ですが、配電統制令後の十年間は戦時及び戦後の混乱時代が打ち続き、その間において事業又は設備を統合された地方公共団体の財政的再建のできなかつたのを、延長期間内に最終的に整理せしめるための余裕を與えるという趣旨であります。従つて現状をそのまま継続せしめるといふ考えであり、又今回の期間延長がその期間を満了した後も更にこれが延長を予想するといふ考えは毛頭ないのであります。

なお、原案の復元の立法措置といふことに対しては、公納金の納付期間をかような不確定な表現にて規定することとは妥當でなく、復元の必要ありとすれば、これは別途の立法措置に待つべきものと考えるのであります。

修正の第三点は施行期日に関するものであります。配電統制令第三十四條による期間満了後、この修正を施された改正法が施行されるまでの期間について改正法の適用がある旨を念のため明らかにしたものであります。

討論を省略いたしましたところ、直ちに修正案の採決に入りましたところ、全会一致を以て可決、次いで修正部分を除く原案を採決いたしましたところ、全会一致を以て可決、よつて本法案は全会一致を以て修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。委員長は報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤尚武君) 終員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第二、簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。郵政委員長岩崎正三郎君。

審査報告書

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月十二日

郵政委員長 岩崎正三郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中川 幸平 城 義臣
柏木 庫治 駒井 應平
石坂 豊一 和田 博雄

附則第一項中「昭和二十七年五月一日」を「昭和二十七年六月一日」に、「昭和二十七年六月一日」を「昭和二十七年七月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、経済状況の推移に
 じ、簡易生命保険の最高制限額を
 改正し、併せて小額契約に対する
 保険料の取立てを停止せんとする
 もので、委員会は、妥当な措置と
 認めたが、附則に所要の修正を加
 えた。

二、事件の利害得失

簡易保険契約の募集に資し、整
 理事務の簡便を期し得る。

三、費用

本法施行のため別に費用を要し
 ない。

簡易生命保険法の一部を改正する
 法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
 を修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付
 する。

昭和二十七年四月二十五日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤 武蔵

(小字及び一は衆議院修正)

簡易生命保険法の一部を改正する
 法律案

簡易生命保険法の一部を改正する
 法律案

簡易生命保険法の一部を改正する
 法律案

簡易生命保険法(昭和二十四年法
 律第六十八号)の一部を次のように
 改正する。

第十七條第一項中「五万円」を「八
 万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年三月
 一日から施行する。但し、次項か
 ら第四項までの規定は、昭和二十
 七年四月一日から施行する。

2 簡易生命保険法の一部を改正す
 る法律(昭和二十五年法律第二十
 三号)の一部を次のように改正す
 る。

附則第二項を削る。

3 昭和二十一年九月三十日以前に
 効力が発生した簡易生命保険契約
 について拂い込むべき保険料は、
 保険約款の定めるところにより、
 その取立を停止することができ
 る。

4 前項の規定により取立を停止し
 た保険料は、当該保険契約につい
 て保険金又は還付金を支拂う場合
 において、支拂金額から控除す
 る。

(岩崎正三郎君登壇、拍手)

○岩崎正三郎君 只今上程されました
 簡易生命保険法の一部を改正する法律
 案につきまして、郵政委員会における
 審議の経過並びにその結果を御報告申
 上げます。

先ず本法案提出の理由を申し上げます
 といふと、最近における経済事情の
 推移に鑑みまして、保険金最高制限額

を引上げることと共に、事務の簡素化
 を図るため、昭和二十一年九月三十日
 以前に締結された保険契約に対する保
 険料の取立を停止せんとするのがその
 趣旨になつております。

次に、この法律案の内容について簡
 單に申し上げます。その第一は、今日の
 物価情勢に鑑みるといふと、現行の保
 險金最高制限額の五万円を以てしまし
 ては、被保険者大衆の死亡後における
 遺族の生活安定又は老後における生計
 補足の機能を發揮するには到底不十分
 であるので、最高制限額を八万円に引
 上げようとするものであります。その
 第二は、先に昭和二十一年九月三十日
 以前に締結された少額の保険契約約六
 千六百万件を対象として事業合理化を
 推進するため、これら契約の積立金を
 引当てとして高額契約に換換し得る制
 度を開設したのであります。すでに
 その大半について整理を終りましたの
 で、この際、乗換制度を廃止し、残余
 の契約約千七百万件については、その
 一件平均保険料も月額一円三十八銭と
 いう少額でありますので、毎月集金す
 る労を省くため保険料の集金を停止
 し、将来保険金等を支拂う際に未拂分
 を控除し得ることによつてするもので
 あります。

本法案は去る一月二十五日閣下
 から提出され、当委員会に予備審査を付
 託されて以来慎重に審査を重ねたので
 あります。委員の質疑は主として保険

金最高制限額の引上げ限度の妥當性に
 集中されたのであります。即ち原案の八
 万円を以て、果して簡易生命保険事業
 の目的たる國民大衆の経済生活の安定
 を図り、その福祉を増進することが可
 能であるか否か。戦前昭和九年乃至十
 一年当時の保険金最高限度は四百五十
 円であつたが、今日の物価指数に直せ
 ば十五万円内外になるから、仮に民間
 生命保険との調整を考慮しても、少く
 とも十万円程度とすべきではないか。

簡易生命保険の保険金最高額は過去八
 万円に引上げられたが、引上げによつて民
 間生命保険の経営を困難に陥れたよう
 な事実がないばかりではなく、引上げ
 後における民間保険新契約は引上げ前
 よりもむしろ相当増加している実績に
 鑑みて、十万円程度の引上げならば民
 間保険への影響論は殆んど杞憂に過ぎ
 ないのではないかと等質があり、こ
 れに對し、政府よりそれ〴〵答弁があ
 りましたが、その詳細は速記録により
 御了承を願ひたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入りまし
 たところ、城委員から、施行期日を一カ
 月遅らせ各六月一日及び七月一日に修
 正する動議を提出するに共に、最高制限
 額については、いまだ少額増額を必要と認
 めるが、諸般の情勢から止むを得ず賛
 成する旨の意見が述べられ、その他各
 委員より、最高制限額は十万円乃至十
 五万円が適當であると認めるから、最
 も近き将来改正を期待する旨の希望條

件を附して賛成の意見を述べられ、更
 に又駒井委員よりは、最高制限の八万
 円は不十分であるから、近き機会に改
 正を期待すると共に、この際、積立金
 運用復元の決議に対する政府の善処に
 信頼して一応賛成する旨の意見が述べ
 られたのであります。

かくて討論を終了し、採決の結果、
 城委員の修正案は全会一致を以て可決
 せられ、次いで修正部分を除く原案に
 ついても全会一致を以て可決せられ、
 ここに本案の修正議決を見た次第であ
 ります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
 ○議長(佐藤武蔵) 本法案に對し討
 論の通告がございまして、発言を許しま
 す。千葉信君。

〔千葉信君登壇〕
 ○千葉信君 私は労働者を代表して本
 法律案に反対いたします。

反対する理由は、本法案の内容を
 なしております簡易保険の最高制限
 額が八万円では少な過ぎるものであつ
 て、この程度の改正では甚だしく現状
 において不適當であるからであります。
 御承知のごとく簡易保険は、その
 契約数、その金額、その規模におい
 て、今や社会保障制度の一環として何
 人もこれを大きく評価せざるを得ない
 事業でございます。而も政府事業として

後進国日本が世界にも比を見ない発展
 を遂げんとしていることは、社会保障
 制度の貧弱な日本においてたつた一つ

昭和二十七年五月十四日 参議院會議録第三十九号 簡易生命保険法の一部を改正する法律案

昭和二十七年五月十四日 参議院會議録第三十九号 簡易生命保険法の一部を改正する法律案

の得べき事業なであります。従つて我々は、この事業をして、真に合理的に、真に社会保険制度たるの実体を具備することについては、熾烈な希望を表明せざるを得ないのであります。その意味からは八万円では余りにも少な過ぎる。職前の制限額を今日の物価高において引直すには、只今の委員長報告にもありました通り、少くとも十五万円を下るものであつてはならないものであることは、何人も否定し得ないところであります。又この程度の、十五万円程度の引上げにいたしましたとしても、なお十分とは言ひ得ない。例えば養老保険における老後の生活安定、被保険者の死亡後における遺族の生活の保証等に果して貢献し得る金額であると言えましようか。それが八万円というのでは余りにも少な過ぎる。この改正は、折角の改正でありながら、その意義を喪失していると言つても過言ではないのであります。これに対し政府並びにこれに賛同する人々の意見は、民間保険への圧迫を恐れ、それとの競合を回避するために八万円を主張するのでありますが、これは全くいわれなき理由であります。過去の八回に及ぶ簡易保険制限額の引上げがこれを立証しております。引上げによつて民間保険が経営困難に陥つた事実もないことは、実績がこれを証明し、いろいろ統計の数字も又これを裏書きしているのであります。それ

にもかかわらず、簡易保険の金額を入万円でしようとする民間保険が脅威を受けるというのにはなぜであらうか。民間保険がその経営に脅威を受けるのであれば、それは民間保険自体に欠陥が内在するからであります。私はこの際はその事実についてこれを詳述することを特に省きまされども、この自己の欠陥を棚に上げて、政府事業なるが故に同一条件であつてはならないとして、民間業者諸君が驕然簡保の最高制限額引上げに反対したり、政府又これを庇護したりする態度は、実に不可解と言わざるを得ないのであります。而も現に民間保険におきましては無審査を以て三十万円までの契約を取つている現状であります。同じ審査なしの保険契約において、民間は三十万円までが可能であり、簡易生命保険は八万円以上であつてはならないという理由が、一体どこにあるか。余りにも金持本位、資本家本位、金権者流の政治だと言わざるを得ないのであります。

参議院において本法案審議に三カ月以上も費したのは、十万円以上に修正すべきか、政府原案の通り八万円とすべきかについて問題があつたのであります。八万円の政府原案を通過せしめたのは、先に本院及び衆議院が全会一致を以て可決した簡易保険積立金の運用を郵政省に復元することの含みがあつたためであると伝えられているのであります。又本院の郵政委員会におきまして、只今委員長の報告にありました通り、同様の考慮の下に止むを得ず近き将来に十万円以上にするとの希望を附して可決せられていたのであります。併しながら積立金運用の復元の問題とこの最高制限額の問題とは、混同され、取引され、交換条件とせらるべき性質のものでは断じてないのであります。尤も運用権の復元をめづつて、大蔵官僚の獨断に随する一部の人が、殊更に国会の決議を無視して、国家資金の一元の統制を紊るものであるとか、金融政策上混乱を招来する虞れありなどと、あらゆる外的非難を浴びせておる者もあるようだが、事實はいささかも大蔵省の国家資金運用上の大綱に変更を加えるものではないのであります。ただ單に貸付けの場合の窓口を事業経営主体たる郵政省にして欲しいという程度のものではあります。それなくしては事業の生成発展を期し得られないからという、極めて謙虚な主張なのであります。それ故にこそ本院の三回に及ぶ決議があつたのであります。むしろ政府が在任今日に及ぶことなく、つとに復元の措置を講ずべきであつたはずのものであります。この復元の問題のために保険金額の改正が影響せられ、当然あるべき国民大衆の希望する金額を遙かに下廻つて決定するべき理由は毛頭ないのであります。若し、伝え聞くがごとく八万円を十万円にするとか十五万円に

するとかいう與党議員多数の希望意見が、吉田総裁の一言に会つて、一たまりもなく恐れ入つたということが事実であるとすれば、まさしくこれは民主主義以前、東條以前、二十世紀以前の存在だと言わなければなりません。

私は本法案に反対いたします。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。
本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時二十八分散会

○本日の會議に付した事件
一、日程第一 公益事業令の一部を改正する法律案
一、日程第二 簡易生命保険法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

議員

早川 慎一君	波多野林一君	尾崎 行雄君	奥 むめお君	片柳 眞吉君	加賀 操君	河井 彌八君	加藤 正人君	小宮山常吉君	小林 政夫君	新谷寅三郎君	島村 軍次君	高橋 道男君	高木 正夫君	館 哲二君	竹下 豊次君	常岡 一郎君	伊達源一郎君	野田 俊作君	徳川 宗敬君	西山 龜七君	山田 佐一君	大谷 豊清君	仁田 竹一君	草葉 隆圓君	大島 定吉君	黒田 英雄君	小林 英三君	中川 以良君	川村 松助君	寺尾 豊君	溝口 三郎君
--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------

三浦 辰雄君	堀越 儀郎君	加藤 シツエ君	矢嶋 三義君
小野 義夫君	小串 清一君	永井純一郎君	カニエ邦彦君
重宗 雄三君	大野木秀次郎君	小林 亦治君	相馬 助治君
宮田 重文君	宮本 邦彦君	山下 義信君	柳橋 小虎君
秋山俊一郎君	石村 幸作君	小泉 秀吉君	原 虎一君
堀 末治君	愛知 揆一君	曾根 益君	下條 恭兵君
長島 銀藏君	竹中 七郎君	松浦 清一君	
有馬 英二君	菊田 七平君	内閣大臣	
溝淵 春次君	國 伊能君	内閣総理大臣	吉田 茂君
滝井治三郎君	池田宇右衛門君	法務総裁	木村篤太郎君
前之園喜一郎君	駒井 藤平君	運輸大臣	村上 義一君
林屋龜次郎君	北村 一男君	労働大臣	吉武 恵市君
中山 壽彦君	白波瀬米吉君	厚生大臣	山崎 猛君
岩沢 忠恭君	木内 四郎君	国務大臣	
泉山 三六君	黒川 武雄君	政府委員	
境野 清雄君	大隈 信幸君	内閣官房長官	保利 茂君
稻垣平太郎君	山花 秀雄君	刑政長官	清原 邦一君
門田 定藏君	清澤 俊英君	法務府特別	関 之君
三輪 貞治君	三橋八次郎君	審査局長	
小龍 彬君	小酒井義男君		
栗山 良夫君	三好 始君		
深川タマエ君	荒木正三郎君		
羽生 三七君	紅露 みつ君		
石川 清一君	高田なほ子君		
森崎 隆君	山崎 恒君		
深川榮左エ門君	岩男 仁藏君		
一松 定吉君	岡村文四郎君		
小笠原二三男君	木下 源吾君		
金子 洋文君	須藤 五郎君		
岩間 正男君	兼岩 傳一君		
千葉 信君	水橋 藤作君		
岩崎正三郎君	上條 愛一君		
千田 正君	松原 一彦君		

昭和二十七年五月十四日 参議院會議録第三十九号

八三二

昭和二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十 円

(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本町一丁目五
番地九段五番一室
印刷 印刷 印刷
電話 東京一九〇〇